

議案第 3 号

川崎市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市情報公開条例の一部を改正する条例

川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号ウ中「第 2 条第 2 項」を「第 2 条第 4 項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第 33 条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 27 条第 1 項に規定する評価書に関する事項について、実施機関の諮問に応じ、調査審議すること。

第 33 条第 3 項中「15 人」を「16 人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される川崎市情報公開運営審議会の委員の任期は、改正後の条例第 33 条第 6 項において準用する同条例第 25 条

第4項本文の規定にかかわらず平成27年12月31日までとする。

参考資料

制 定 要 旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、評価書に関する事項について、実施機関の諮問に応じ、調査審議することを川崎市情報公開運営審議会の所掌事務とすること、その委員の定数の上限を改めること等のため、この条例を制定するものである。